能美市談合情報対応マニュアル

平成17年２月10日

第１　一般的事項

１　情報の確認

入札に付そうとし、又は入札に付した建設業法(昭和２４年法律第１００号)に定める建設工事及び建設工事に係る委託業務その他の委託業務(以下「工事等」という。)について入札談合に関する情報があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名、連絡先等を確認の上、直ちに能美市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局へ電話等で通報すること。情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、委員会へ報告するものとする。

または、職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、直ちに、委員会の事務局へ電話等で通報すること。

２　報告

事務局は、１により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を談合情報報告書もしくは談合疑義事実報告書にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、報道に基づき談合情報報告書をまとめ、報告を行うこと。

３　委員会の招集及び審議

委員長は、２により報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報の信憑性を精査し、調査の必要性の有無について審議する。ただし、委員長は、必要に応じて委員会を招集しないで調査の必要性の有無について指示できるものとする。

第２　具体的対応

１　入札執行前に情報を把握した場合（談合情報フロー図　１）

（１）調査の必要性の検討

ア　調査に値しない場合

委員会が調査に値しないと判断した場合は、担当者は次の対応をする。

（ア）　入札に際し、すべての入札参加者から誓約書（別紙１）を提出させる。

（イ）　「入札執行後に談合の事実が認められた場合には、入札を無効とする。」旨の警告をした後、入札を行う。

イ　調査に値する場合

委員会が調査に値すると認めた場合は、(２)以下の対応をすることとする。調査に値する情報とはおおむね次のとおりとする。

（ア）　情報提供者の身分、氏名、連絡先、対象工事件名及び落札予定者が明らかであるとき。

（イ）　情報提供者が匿名であっても、対象工事件名、落札予定者が明らかであり、さらに談合が行われた日時、談合の方法、落札予定額等当事者以外には知り得ない情報であるとき。

（２）事情聴取

事務局の職員（以下「担当者」という。）は、入札参加者全員から速やかに事情聴取を行う。事情聴取は原則として入札執行前に行うものとし、必要に応じて入札執行日時を延期するものとする。事情聴取終了後、速やかに入札参加者全員に事情聴取を行う。担当者は、事情聴取結果について事情聴取調書を作成するものとする。

（３）委員会への報告

担当者は、事情聴取終了後、速やかに事情聴取調書を添えて委員会へ報告する。委員会は、事情聴取調書等を基に談合の事実の有無及びその後の対応について審議する。

（４）談合の事実があったと認められない場合の対応

委員会が談合の事実があったと認められないと判断した場合には、担当者は、「入札執行後、談合の事実があったと認められた場合は、入札を無効とする。」旨の警告をした後、入札を執行する。この場合において、委員会が工事内訳書の調査が必要であると判断したときは、次の手順により入札を執行する。

ア　入札時に入札参加者全員から工事内訳書の提出を求める。

イ　入札結果及び落札予定者を発表した後、「調査の結果が出るまで契約の締結を保留する。」旨を入札参加者に伝える。

ウ　入札終了後、担当者は、速やかに設計担当課と合同で工事内訳書の点検及び調査をし、点検及び調査の結果を委員会に報告する。

エ　委員会が談合の事実があったと認めたときは、担当者は入札の無効を決定するものとする。この場合において、委員長は速やかにその旨を市長に報告し、市長は、必要に応じてその旨を公正取引委員会へ通報（別記様式第３）することとする。なお、担当者は、入札が無効であることを入札参加者全員に伝える。

（５）談合の事実があったと認められるときの対応

委員会が談合の事実があったと認めたときは、担当者は入札の執行を取りやめるものとする。この場合において、委員長は速やかにその旨を市長に報告し、市長は、必要に応じてその旨を公正取引委員会へ通報することとする。

２　入札執行後に情報を得た場合（契約（仮契約を含む。）締結以前）

（談合情報フロー図　２）

（１）調査の必要性の検討

ア　調査に値しない場合

委員会が調査に値しないと判断した場合は、担当者は、落札者から誓約書を提出させた上で、契約（仮契約）を締結する。

イ　調査に値する場合

委員会が調査に値すると認めた場合は、担当者は契約締結を保留するとともに、(２)以下の対応をすることとする。調査に値する情報とはおおむね次のとおりとする。

（ア）情報提供者の身分、氏名、連絡先、対象工事件名及び落札者名が明確であるとき。

（イ）　情報提供者が匿名であっても、対象工事件名、落札者名が明確であり、さらに談合が行われた日時、談合の方法等、当事者以外には知り得ない情報であるとき。

（２）事情聴取

担当者は、入札参加者全員から速やかに事情聴取を行い、事情聴取終了後、速やかに入札参加者全員から事情聴取を行う。担当者は、事情聴取結果について事情聴取調書を作成するものとする。

（３）委員会への報告

担当者は、事情聴取終了後、速やかに事情聴取調書を添えて委員会へ報告する。委員会は、事情聴取調書等をもとに談合の事実の有無及びその後の対応について審議する。

（４）談合の事実があったと認められない場合の対応

委員会が談合の事実があったと認められないと判断した場合には、担当者は、落札者から誓約書を提出させた上で、契約（仮契約）を締結する。

（５）談合の事実があったと認められるときの対応

委員会が談合の事実があったと認めたときは、担当者は入札の無効を決定するものとする。この場合において、委員長は、速やかにその旨を市長に報告し、市長は必要に応じてその旨を公正取引委員会へ通報することとする。なお、担当者は入札が無効であることを入札参加者全員に知らせる。

３　入札執行後に情報を得た場合（契約（仮契約を含む。）締結以後）

（談合情報フロー図　３）

（１）調査の必要性の検討

ア　調査に値しない場合

委員会が調査に値しないと判断した場合は、担当者は、契約者から誓約書を提出させた上で、工事等を続行させる。

イ　調査に値する場合

委員会が調査に値すると認めた場合は、(２)以下の対応をすることとする。調査に値する情報とはおおむね次のとおりとする。

（ア）　情報提供者の身分、氏名、連絡先、対象工事件名及び契約者名が明確であるとき。

（イ）　情報提供者が匿名であっても、対象工事件名、契約者名が明確であり、さらに談合が行われた日時、談合の方法等、当事者以外には知り得ない情報であるとき。

（２）事情聴取

担当者は、入札参加者全員から速やかに事情聴取を行い、事情聴取終了後、速やかに入札参加者全員から事情聴取を行う。担当者は、事情聴取結果について事情聴取調書を作成するものとする。

（３）委員会への報告

担当者は、事情聴取終了後、速やかに事情聴取調書を添えて委員会へ報告する。委員会は、事情聴取調書等をもとに談合の事実の有無及びその後の対応について審議する。

（４）談合の事実があったと認められない場合の対応

委員会が談合の事実があったと認められないと判断した場合には、担当者は、契約者から誓約書を提出させた上で、工事（業務）を続行させる。

（５）談合の事実があったと認められるときの対応

委員会が談合の事実があったと認めたときは、担当者は契約の解除について決定するものとする。この場合において、委員長は速やかにその旨を市長に報告し、市長は、必要に応じてその旨を公正取引委員会へ通報することとする。なお、担当者は契約を解除したことを入札参加者全員に知らせる。

第３　個別手続の手順及び留意事項

１　報告

事務局は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第１の１及び別記様式第１の２にまとめること。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、報道に基づき談合情報報告書をまとめ、報告を行うこと。

２　事情聴取

（１）事情聴取は、委員長が指名した複数の委員により行うこと。

（２）事情聴取は、事業聴取の対象者全員を集合させて、１社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。

（３）事情聴取内容は、別紙１を参考にすること。

（４）委員は、事情聴取結果について、別記様式第３の事業聴取調書を作成すること。

３　誓約書の提出等

（１）誓約書については、公正取引委員会等へ提出する場合もあることを事情聴取の対象者に通知したうえ、別紙２を参考に自主的に提出させること。

（２）「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合には、別紙３を参考として注意事項を読み上げること。

（３）誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第３条もしくは第８条または刑法第96条の３第１項もしくは第２項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

４　公正取引委員会への通報等

（１）公正取引委員会への通報等は、別記様式２の１により助役名で行うこと。

（２）公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会中部事務所審査局情報管理室（名古屋市中区三の丸２－５－１　名古屋合同庁舎第２号館３階　電話０５２－９６１－９４２１）である。

（３）その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、別記様式２の２を参考にすること。また、事業聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することが出来る。なお、追加談合情報、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通報にあわせて、手続の各段階において事情聴取書及び工事費内訳書、入札書の写し等を送付すること。また、入札の取り止めの決定又は入札の無効の決定等があった場合は、入札契約適正化法第10条に関する手続通達の規定により、公正取引委員会への通知を行うこと。

　また、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせあることも予想されるため、担当者は提出した資料について的確な対応ができるよう内容を整理しておくこと。

（４）公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務局を窓口として可能な限り協力すること。

（５）一度提出した入札書については、返還しない旨、全ての入札参加業者にあらかじめ周知すること。

附　則

この訓令は、平成１７年２月１０日から施行する。

別記様式第１の１

談合情報報告書

平成　　年　　月　　日

情報を受けた日時	平成　　年　　月　　日　（　　）　　時　　分
工事（業務）名	
入札（予定）日	平成　　年　　月　　日　（　　）　　時　　分
情報提供者	・報道機関　　・匿名　　・その他（　　） 役職氏名等
受信者	
情報手段	・電　話　　・ＦＡＸ　　・メール ・書　面　　・面　接　　・報　道
情報内容	
応答の内容	
当該案件の問合せ先	

別記様式第１の２

談合疑義事実報告書

平成　　年　　月　　日

事実を受けた日時	平成　　年　　月　　日　（　　）　　時　　分
工事（業務）名	
入札（予定）日	平成　　年　　月　　日　（　　）　　時　　分
談合があると 疑うに足りる 事実を申し出た 職員の職氏名	
談合があると 疑うに足りる 事実を得た根拠	
当該案件の問合せ先	

※談合があると疑うに足りる事実を得た根拠となる資料についても添付すること。

別記様式第２の１

発能美総務第　　号
平成　　年　　月　　日

公正取引委員会事務総局
　中部事務所長　殿

能美市助役　○○　○○

談合情報等に関連する資料の送付について

能美市役所所管の○○○○工事（業務）の入札に係る談合情報等に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

（事項）

・ 談合情報報告書（写）
　　又は
・ 談合疑義事実報告書（写）

別記様式第２の２

発能美総務第　　号
平成　　年　　月　　日

公正取引委員会事務総局
中部事務所長　殿

能美市助役　○○　○○

談合情報等に関連する資料の送付について

平成○○年○○月○○日付けで送付いたしました談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加送付いたします。

（事項）

- 事業聴取書（写）
- 誓約書（写）
- 入札調書（写）
- 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
- 契約に関する連絡（締結、無効、解除）
- その他関連資料

※該当する資料を添付すること。

別記様式第３

事情聴取書

工事（業務）名	
業　　者　　名	
事情聴取を受けた者	
事情聴取者職氏名	
事情聴取日時	平成　　年　　月　　日　（　　） 時　　分
事情聴取場所	
質　　問	聴　　取　　内　　容
１　工事（業務）の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞報道）がありますが、そのような事実がありますか。 ２　本件工事（業務）について、他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。 ３　あったとすれば、どの様な内容の打合せ、又は話し合いでしたか。 ４　このような情報が寄せられたことについて心当たりがありますか。	
当該案件の問合せ先	

別紙１

事情聴取項目（参考例）

１　工事（業務）の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞報道）がありますが、そのような事実がありますか。

２　本件工事（業務）について、他社の人と何らかの打合せ、又は話し合いをしたことがありますか。

３　あったとすれば、どの様な内容の打合せ、又は話し合いでしたか。

４　このような情報が寄せられたことについて心当たりがありますか。

別紙２

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

能美市長　　殿

会社名

代表者名

今般の○○○○○○○○○○○○工事（業務委託）の競争入札に際し、能美市の定める競争入札心得第５条の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会または警察に送付されても異議はありません。

（参考）入札心得　第５条（公正な入札の確保）

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。

別紙３

入札執行に係る注意事項（参考例）

１　本件入札について談合があったと通報があったが、能美市入札心得を遵守し、厳正に入札すること。

２　入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、能美市入札心得第７条第７項の規定により入札は無効とする。

談合情報フロー図　1

入札執行前に情報を把握した場合

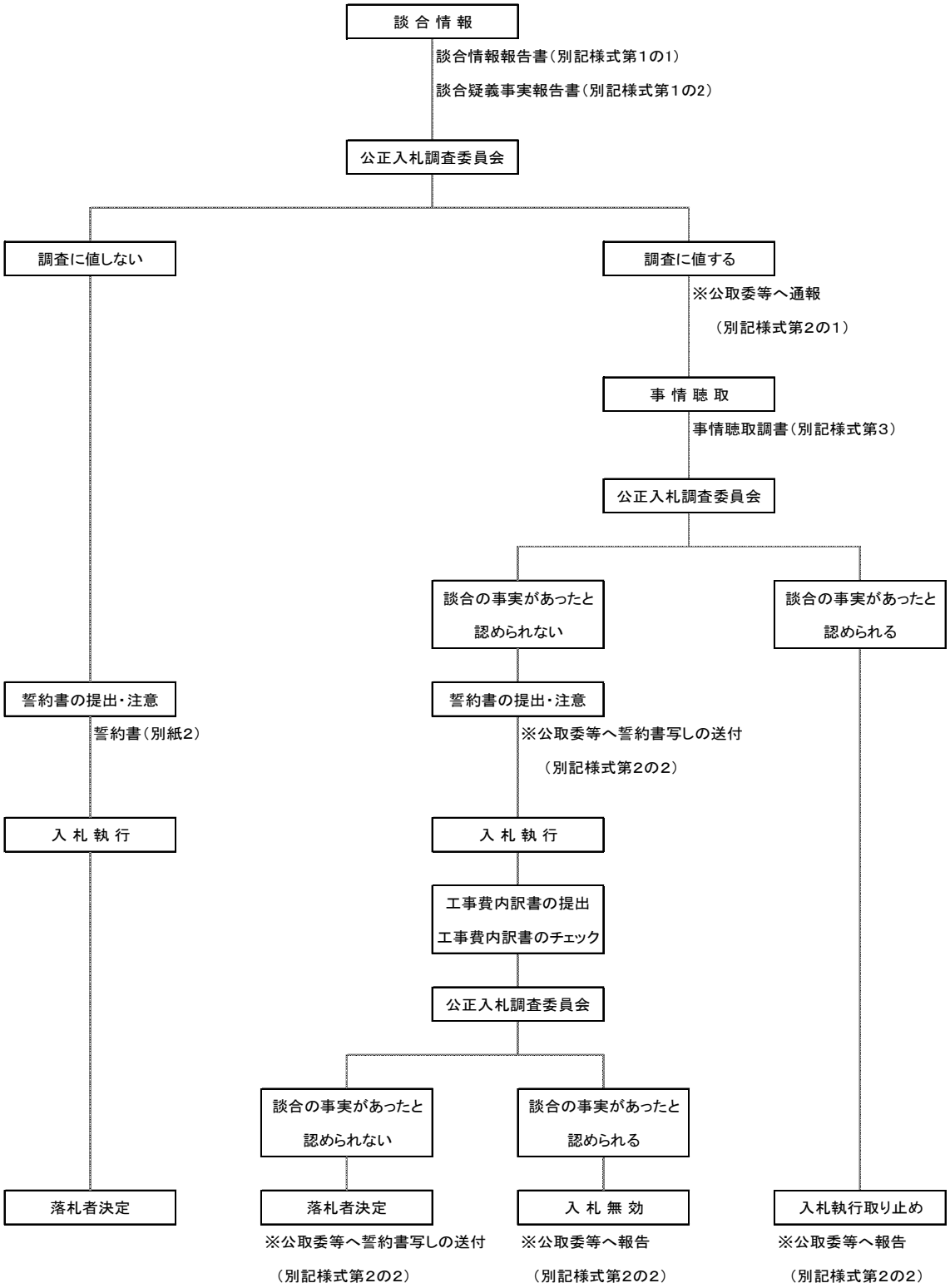

談合情報フロー図　２

入札執行後に情報を得た場合（契約（仮契約を含む。）締結以前）

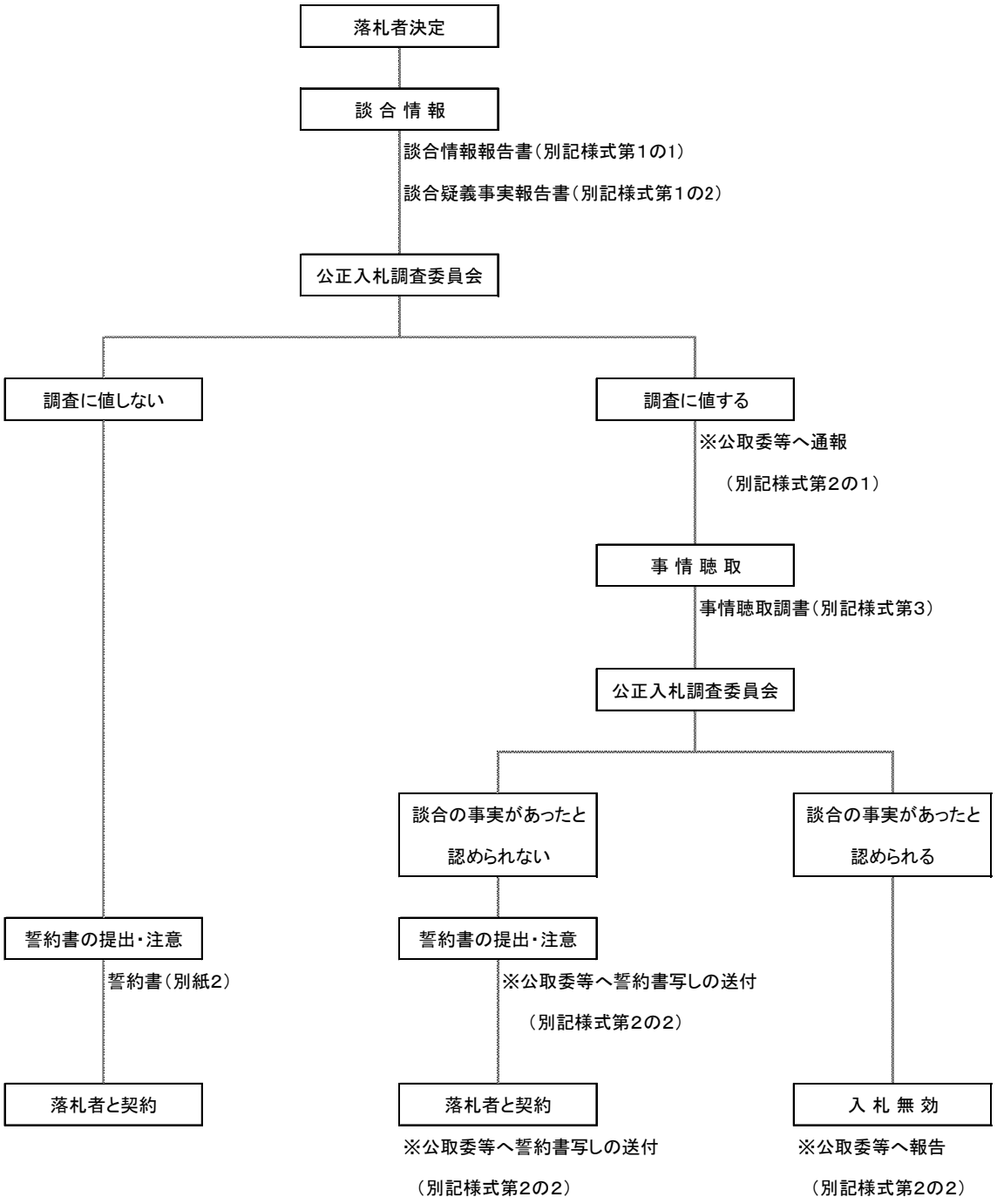

談合情報フロー図　3
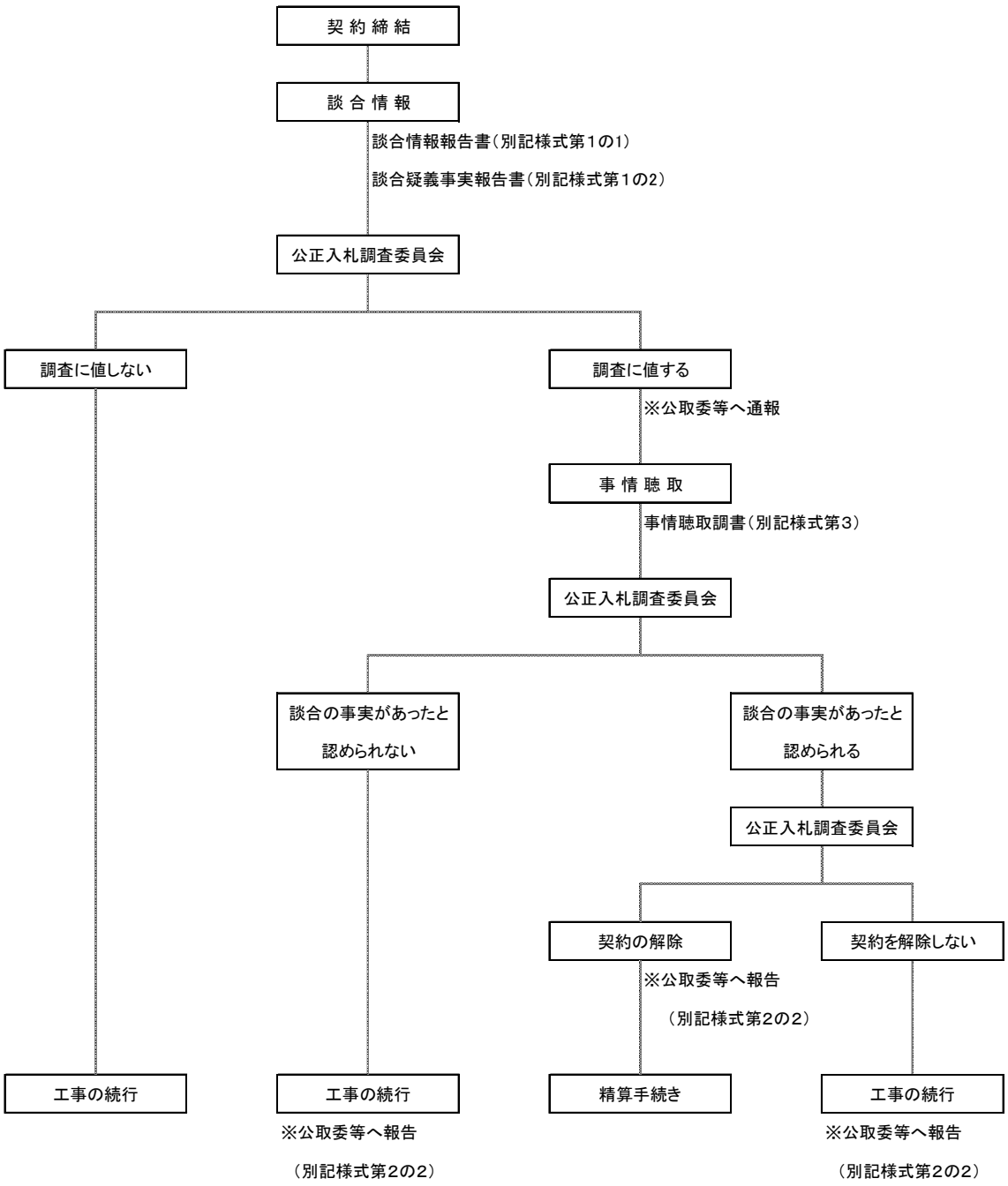
入札執行後に情報を得た場合（契約（仮契約を含む。）締結以後）